



主婦と税(パートと税)

パート収入に対する税

パート収入は、通常、給与所得となります。
課税される所得は、パートの年収から給与所得控除(最低65万円)と基礎控除(38万円)などの所得控除を差し引いた残額となります。

パート収入が103万円以下で他に所得がない場合、所得税はかかりません。

ただし、パート収入が93万円を超える方は、町県民税がかかる場合があります。

配偶者にパート収入がある場合

例えば、夫に課税される所得があり、妻の収入がパート収入のみの方の場合、パート収入が103万円までであれば、夫は所得税の配偶者控除(38万円)が受けられます。

配偶者特別控除は、配偶者控除の対象ではない妻の所得によって算定され、最高額は38万円です。

この控除はパート収入が103万円を超えて201万円未満であれば、受けることができます。

ただし、夫の合計所得額が900万(給与収入で1,120万円)を超えると受けられる金額が変わります。また、1,000万円(給与収入で1,220万円)を超えると控除を受けることが出来なくなります。

【問合せ先】 税務課



地方税の電子申告(eLTAX)

eLTAX(エルタックス)は、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。

笠松町では、個人住民税の給与支払報告書の提出、法人町民税の申告書の提出、固定資産税償却資産申告書の提出に利用できます。

自宅やオフィスから手続きでき、複数の地方公共団体へまとめて一度に送信できます。

詳しくは、ホームページ(「エルタックス」で検索)をご覧ください。

【問合せ先】 eLTAXヘルプデスク

☎0570-081459



自動車事故被害者救済制度

国土交通省と独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA:ナスバ)では、自動車事故被害者の方に対し、次のような支援を行っています。

〈国土交通省〉

- 短期入院・短期入所協力事業
- 介護者なき後に備えるための情報提供 など

【問合せ先】 国土交通省自動車局
保障制度参事官室

☎03-5253-8111(内線:41418)

〈自動車事故対策機構(NASVA)〉

- 介護料の支給
- 短期入院・短期入所費用助成
(対象:介護料受給者)
- 介護相談・訪問支援(対象:介護料受給者)
- 療護施設の設置・運営
- 交通遺児等貸付制度
- 介護者なき後に備えるための情報提供 など

【問合せ先】 自動車事故対策機構岐阜支所

☎263-5128

〈NASVA 交通事故被害者ホットライン〉

- 全国の交通事故被害者やその家族などへNASVAの支援制度や各種相談窓口を電話で紹介しています。

【相談先】 ☎0570-000738

(土・日・祝日・年末年始を除く午前9時から午後5時まで)



図書館の予約

借りたい本が貸出中もしくは笠松町図書室に所蔵のないとき、本を予約(リクエスト)することができます。ご予約は、図書室窓口またはインターネットから行えます。

※インターネットでご予約する場合は、事前にメールアドレス・パスワードの登録が必要になります。

URL: <http://library.town.kasamatsu.gifu.jp/>

お願い

図書室の本はみんなの本です。本への書き込み、切り取り、ページ折りなどが増えていますので、大切に扱ってください。

【問合せ先】 教育文化課

住みなれた自宅での生活を支えます。

訪問看護ステーションしのぶ
ケアプランセンターしのぶ

株式会社しのぶ
岐阜県羽島郡笠松町北及180番地
第2カトービル 1階 A号室
TEL 058-218-2277 FAX 058-218-2278

わたしたちにできること

それは「快適なオフィス環境」につながるご提案のすべてです

✂ 中部事務機株式会社

本社 岐阜市都通1丁目15番地 ☎(058)251-7191
大垣支店 大垣市築捨町5丁目69番地1 ☎(0584)89-0711
東濃支店 可児市羽崎495番地1 ☎(0574)62-8490